

社会福祉法人豊年福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊年福祉会（以下、「法人」という。）の定款第9条並びに第24条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関する事項について定める。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合せて役員等という。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の役員等の報酬は次の各号の定めるところによる。

- (1) 評議員の報酬等については別表1に定める額とする。
- (2) 理事の報酬等については別表1に定める額とする。
- (3) 監事の報酬等については別表1に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 第2条の定めに関わらず、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬の支払い方法等)

第5条 役員等の報酬は、その金額を現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 3 支払日は法人の職員給与規程に準ずるものとする。

(その他費用)

第6条 役員等がその職務の執行にたつて負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払を要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 費用のうち旅費（宿泊費を含む）については職員給与規程を準用するものとする。

(公 表)

第7条 本法人は、この規程をもって役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

- 2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び評議員会の議決を得て、理事長が別に定める。

附則

- (1) この規程は、平成13年4月1日から適用する。
- (2) この規程は、平成29年4月1日から適用する。
- (3) この規程は、平成29年5月30日から適用する。

別表1 役員等の報酬、費用

報酬

	報 酬
理 事	10,000円
監 事	10,000円
評議員	10,000円

※1回の出務に対する額（出張、研修、監査等を含む）

費用

宿泊費	交通費
実 費	実 費

※職員給与規程、旅費規程を準用